

第三号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「第四号まで」を「第三号まで」に改める。

別表第二中五の項を削り、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

二 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことやむを得ないと認められる場合	必要と認められる日又は時間
--	---------------

別表第二に次の一項を加える。

六 前各項に定める場合のほか、教育人事課長が特に必要と認める場合	必要と認められる日又は時間
----------------------------------	---------------

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第3条関係)

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書	
殿	
1 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)
2 任 期	年 月 日から 年 月 日までとする。
3 条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。 条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。
4 勤 務 課 所	
5 業 務 内 容	
6 報酬/給料	円とする。
7 報酬の支払	支給事由の生じた月の分を翌月10日(10日が閉庁日である場合は、翌閉庁日)に支給
8 手 当 等	通勤費用の弁償、期末手当(※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。) (任期の途中で報酬・給料及び手当等について改定されることがある。)
9 社 会 保 険	法令の定めるところによる。
10 勤 務 時 間	ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の割振りの変更を行う場合がある。
11 時間外勤務	なし(災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除く。)
12 休 息 時 間	
13 勤 務 日	
14 休 日	
15 休 暇 等	(1) 年次有給休暇 日 時間 (付与日数 日、繰越日数 日 時間) (2) その他の休暇 ①有給休暇 風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合 ②無給休暇 公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇 ③休業(無給) 育児休業、部分休業
16 退 職	任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
17 分限・懲戒	(1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。 (2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。 ①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。 ②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
18 災 害 補 償	法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
19 再度の任用	任期満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の限度として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。
20 その他特記事項	※勤務労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。 年 月 日 所 属 長
<p>私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 大分県教育委員会 殿 氏名</p>	

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

災害時等の退勤に関する休暇を明確化するとともに、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部改正に伴う規定の整備等を行いたいので提案する。

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十五条（略）</p> <p>（報酬条例第二条第一項の任命権者が定めるもの等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる職員（以下この条及び次条において「職員等」という。）が当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間</p> <p>第十七条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一（略）</p>	<p>第一条～第十五条（略）</p> <p>（報酬条例第二条第一項の任命権者が定めるもの等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる職員（以下この条及び次条において「職員等」という。）が当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間</p> <p>第十七条～第三十五条（略）</p> <p>別表第一（略）</p>

別表第二(第二十五条関係)

原因		休暇の期間
一 (略)	(略)	(略)
二 風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		必要と認められる日又は時間
三 五 (略)	(略)	(略)
六 前各項に定める場合のほか、教育人事課長が特に必要と認める場合		必要と認められる日又は時間

別表第三 (略)

第一号様式 第四号様式 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因		休暇の期間
一 (略)	(新設)	(略)
二 四 (略)		(略)
五 前各号に準ずる原因		その都度必要と認める日又は時間

別表第三 (略)

第一号様式 第四号様式 (略)

第5号様式(第3条関係)

会計年度任用職員勤務条件同意書兼宣誓書

職 名

- 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)
- 任用 期 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。
条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。
- 勤務場所 〆とす。
- 業務内容
- 報酬/給料
- 報酬の支払 手当等
- 社会保険
- 時間外勤務
- 休 憩 時 間
- 休 務 日
- 休 暇 日
- 休 暇 等

支給事由が生じた月の分を翌月10日(10日が閉庁日である場合は、閉庁日)に支給
通期費用の前償、期末手当(※支給において必要な条件を満たしている場合に限り、)
〔任意の途中で退職・給付及び手当等について規定されることである。〕
法令の定めるところによる。

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減の意向を行う場合がある。
なし(災害その他避けることができず、事由によって臨時の必要がある場合を除く。)

- 年次有給休暇 日、繰越日数 日、時間 時間
- (付与日数)
- その他の休暇

①有給休暇 基本従事業務による出欠理由、公民権行使、官公署出張、差引休暇及び
教育人事部長が特に必要と認める場合

②無給休暇

疾病休暇、育児休暇、女性職員の生理に係る休暇、労務健康管理休暇、
産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③休業(無給)

育児休業、部分休業
任用開始前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届出すること。

- 退 職
- 分限、懲戒

任用開始後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ、勤務実績が良好で
あるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の取扱として
公算により再任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、
年 月 日(※任用予定開始7日の翌日)以降の任用を保障するものではない。

- 災害補償
- 再雇の任用

社会又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところ
による。

- その他特種事項

労働者労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところ
による。

年 月 日 所 属 長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権の国民であることを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護し、権利を行使し、
義務を履行するとともに公務を良心的かつ誠実に遂行すべき責務を自ら負ひ、在任中の責任
者として誠実に公に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日 職 名

第六号様式(第十三号様式)(略)

第5号様式(第3条関係)

会計年度任用職員勤務条件同意書兼宣誓書

職 名

- 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)
- 任用 期 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。
条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。
- 勤務場所 〆とす。
- 業務内容
- 報酬/給料
- 報酬の支払 手当等
- 社会保険
- 時間外勤務
- 休 憩 時 間
- 休 務 日
- 休 暇 日
- 休 暇 等

〔任意の途中で退職されることである。〕
支給事由が生じた月の分を翌月10日(10日が閉庁日である場合は、閉庁日)に支給
通期費用の前償、期末手当(※支給において必要な条件を満たしている場合に限り、)
法令の定めるところによる。

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減の意向を行う場合がある。
なし(災害その他避けることができず、事由によって臨時の必要がある場合を除く。)

- 年次有給休暇 日、繰越日数 日、時間 時間
- (付与日数)
- その他の休暇

①有給休暇 基本従事業務による出欠理由又は交通機関の事故等により出勤する
ことにならざるに際しての特別の事由がある場合及び特別日として国会、裁判所、
地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その前後にないこと及び社会
情勢により認められるとき

②無給休暇

疾病休暇、育児休暇、女性職員の生理に係る休暇、労務健康管理休暇、
産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③休業(無給)

育児休業、部分休業
任用開始前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届出すること。

- 退 職
- 分限、懲戒

任用開始後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ、勤務実績が良好で
あるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の取扱として
公算により再任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、
年 月 日(※任用予定開始7日の翌日)以降の任用を保障するものではない。

- 災害補償
- 再雇の任用

社会又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところ
による。

- その他特種事項

労働者労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところ
による。

年 月 日 所 属 長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権の国民であることを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護し、権利を行使し、
義務を履行するとともに公務を良心的かつ誠実に遂行すべき責務を自ら負ひ、在任中の責任
者として誠実に公に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日 職 名

第六号様式(第十三号様式)(略)

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号。以下「会管規則」という。）の一部改正の概要

1 改正理由

災害時等の退勤に関する休暇を明確化するため別表第二に新たな項を設けるとともに、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年大分県人事委員会規則第4号。以下「期末勤勉規則」という。）の一部改正に伴う規定の整備等を行うもの

2 改正内容

(1) 休暇制度に関する規定の新設

別表第2の2の項を新設（災害時等の退勤に関する休暇の明確化）

(2) 期末勤勉規則の改正に伴うもの

期末勤勉規則第7条第1項第4号の引用規定を削除する（第16条第2項第2号関係）。

(3) その他所要の改正

① 別表第2の5の項を6の項とし次のように改正するもの

旧：前各号に準ずる原因（その都度必要と認める日又は時間）

新：前各項に定めるもののほか、教育人事課長が特に必要と認める場合
（必要と認められる日又は時間）

② 別記第5号様式（休暇制度変更の対応、報酬等改定に係る表記の適正化）

3 施行期日

令和3年4月1日